別記様式第６号（第６条関係）

第　　号

通　　知　　書

住　所

年　月　日

殿

囮

　　年　月　日に受理した禁止命令等の申出（禁止命令等申出書受理番号　　）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第５条第２項に規定する禁止命令等をしなかったので、同条第７項の規定により通知します。

禁止命令等をしなかった理由	□　申出に係る法第３条の規定に違反する行為が認められない。 □　申出に係る法第３条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められない。 □　申出に係る法第３条の規定に違反する行為について　　が禁止命令等をしている。 □　その他 （　　）

記載要領
所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

その２

命令をする理由	

記載要領
１　「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
２　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
３　不要の文字は、横線で消すこと。

　この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分のあったことを知った日から３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求ができなくなります。）。
　また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、　　公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第６号（第７条関係）

第　　号

通　　知　　書

住　所

年　月　日

殿

公安委員会　　囮

　　年　月　日に受理した禁止命令等の申出（禁止命令等申出書受理番号　　）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第５条第２項に規定する禁止命令等をしなかったので、同条第５項の規定により通知します。

禁止命令等をしなかった理由	□　警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る法第３条の規定に違反する行為をしたと認められない。 □　警告に従わずに当該警告に係る法第３条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められない。 □　警告に係る法第３条の規定に違反する行為について他の公安委員会（　　公安委員会）が禁止命令等をしている。 □　その他 （　　）

記載要領
所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

その２

命令をする理由	

記載要領
１　「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
２　※印欄は、命令が法第６条第７項の規定により行われる命令以外の禁止命令等であって、法第５条第１項第２号に該当する事項を命ずるものである場合にのみ記載するものとし、その他の場合は斜線を引くこと。
３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
４　不要の文字は、横線で消すこと。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。